

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業

契 約 書（案）

平成18年5月

神奈川県

目次

第1章 用語の定義.....	1
第1条 定義.....	1
第2章 総則.....	2
第2条 目的.....	2
第3条 本件事業の概要.....	2
第4条 善管注意義務.....	3
第5条 事業者の資金調達.....	3
第6条 関係者協議会.....	3
第7条 本件土地及び本件施設の使用.....	3
第8条 許認可等.....	3
第9条 遵守事項.....	3
第10条 センターに関わる著作権.....	3
第3章 本件施設の設計.....	4
第11条 全体スケジュール表.....	4
第12条 本件施設の設計.....	4
第13条 土地の瑕疵担保責任.....	4
第14条 設計に伴う各種調査.....	4
第15条 設計図書の変更.....	5
第4章 本件施設の整備.....	5
第16条 除却業務の実施.....	5
第17条 本件施設の整備.....	5
第18条 備品等の整備.....	6
第19条 樹木、図書等の搬入等.....	6
第20条 施工計画書等.....	6
第21条 近隣説明と平塚市との調整.....	6
第22条 建設期間中の第三者への委託.....	6
第23条 事業者による工事監理者の設置.....	7
第24条 本件工事における管理.....	7
第25条 本件施設の建設に伴う近隣対策.....	7
第26条 工事に電力等.....	7
第27条 県による説明要求及び建設現場立会い.....	7
第28条 工事の中止.....	7
第29条 本件工事中に第三者に生じた損害.....	8
第30条 不可抗力及び法令変更により生じた損害等.....	8
第31条 事業者による本件施設の完成検査.....	8
第32条 許認可取得等及びこれに伴う検査等の完了.....	8
第33条 事業者による完成届.....	8
第34条 県による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付.....	8
第35条 事業者による本件施設及び備品等の引渡し並びに県への所有権の移転等.....	8
第36条 本件施設及び備品等の瑕疵担保.....	9
第37条 施設等整備の割賦代金等の支払.....	9
第38条 工期延長等による引渡しの遅延.....	9
第5章 センターの維持管理・運営.....	10
第39条 維持管理・運営仕様書及び長期事業計画書.....	10
第40条 運営体制の確保等.....	10
第41条 事業者による研修等.....	10
第42条 運営体制の確認.....	10
第43条 センターの運営に伴う近隣対策.....	10
第44条 維持管理・運営期間中の第三者の使用.....	10
第45条 運営体制確保の遅れによる運営開始の遅延.....	11
第46条 センターの維持管理・運営.....	11
第47条 環境等の著しい変化に対する対応.....	11

第48条	センターの修繕及び更新等.....	11
第49条	県による説明要求及び立会い.....	12
第50条	業務週報等の提出.....	12
第51条	モニタリングの実施.....	12
第52条	利用の制限等.....	12
第53条	利用料金の徴収及び設定.....	13
第54条	その他の収入.....	13
第55条	サービスの対価の支払.....	13
第56条	利用料金収入の減収等の補てん.....	13
第57条	サービスの対価の減額.....	13
第58条	サービスの対価の返還.....	13
第59条	事業者が持つ権利の第三者への処分.....	13
第60条	維持管理運営期間中に第三者に及ぼした損害.....	14
第61条	不可抗力及び法令変更により生じた損害等.....	14
第62条	事業者の保険加入義務.....	14
第6章	独立採算事業.....	14
第63条	総則.....	14
第64条	自己責任.....	15
第65条	独立採算事業部分の業務不適正の場合の措置.....	15
第7章	契約期間及び契約の終了.....	15
第66条	契約期間.....	15
第67条	事業者の債務不履行による契約終了.....	16
第68条	引渡日前の解除.....	16
第69条	引渡日以後の解除.....	16
第70条	県の債務不履行による契約終了.....	17
第71条	法令変更による契約の終了.....	17
第72条	不可抗力による契約終了.....	17
第73条	契約終了に際しての処置.....	18
第74条	業務不履行に関する手続.....	18
第8章	表明・保証及び誓約.....	19
第75条	事業者による事実の表明・保証及び誓約.....	19
第76条	県による事実の表明・保証及び誓約.....	19
第9章	保証.....	19
第77条	保証.....	19
第10章	法令変更.....	20
第78条	通知の付与.....	20
第79条	協議.....	20
第11章	不可抗力.....	20
第80条	通知の付与.....	20
第81条	不可抗力への対応.....	20
第82条	協議.....	20
第12章	その他.....	20
第83条	公租公課の負担.....	20
第84条	契約上の地位の譲渡.....	21
第85条	第三者割り当て.....	21
第86条	財務書類の提出.....	21
第87条	文書の管理・保管.....	21
第88条	秘密保持.....	21
第89条	個人情報の保護.....	21
第90条	情報公開.....	22
第91条	県民への周知.....	22
第13章	雑則.....	22
第92条	請求、通知等の様式その他.....	22

第93条	準拠法.....	22
第94条	管轄裁判所.....	22
附則		
第1条	出資者の誓約.....	23
第2条	融資団との協議.....	23
別紙		
別紙1	計画地位置図.....	24
別紙2	本件事業に関する商行為等について.....	25
別紙3	設計図書及び竣工図書.....	26
別紙4	不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担.....	27
別紙5	法令変更による合理的な増加費用の負担.....	28
別紙6	目的物引渡書.....	29
別紙7	事業者の利用料金等の収入について.....	30
別紙8	県が事業者を支払うサービスの対価について.....	31
別紙9	サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について.....	32
別紙10	維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について...	33
別紙11	保証書.....	34
別紙12	出資者誓約書.....	36

神奈川県（以下「県」という。）と〔 〕（以下「事業者」という。）は、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業（以下「本件事業」という。）に関して施設的设计・建設及び維持管理・運営等に関する契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。本契約の履行に当たっては、本契約とともに、県が示した実施方針（入札説明書により変更されたものは除く。以下同じ。）入札説明書本編、業務要求水準書、本件入札に対する質問及び回答書並びに応募者が入札時に提出した入札書及び提案書に定められた事項が適用される。

本契約、入札説明書本編、業務要求水準書、本件入札に対する質問及び回答書、応募者が入札時に提出した入札書及び提案書並びに実施方針に内容の不一致、矛盾がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。

なお、本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく県議会の議決を得た場合に正式の本契約とする。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 「入札説明書」とは、本件事業に関し平成18年5月12日に公表された入札説明書本編（付属資料を含む。）及び別添資料（業務要求水準書、落札者決定基準、様式集等）をいう。
- （2） 「業務要求水準書」とは、本件事業に関して、県が要求する施設の性能及び維持管理・運営業務のサービス水準を示す公表資料をいう。
- （3） 「応募者」とは、本件事業の入札説明書に記載された諸条件に基づき入札を行い、落札者となった者及び落札者が代表者であるグループの構成員をいう。
- （4） 「提案書」とは、応募者が県に提出した応募提案、県からの質問に対する回答書その他応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- （5） 「本件土地」とは、神奈川県平塚市寺田縄496-1ほかに所在し、別紙1の計画地位置図において特定された本件施設の整備業務等及び維持管理・運営業務を行う場所をいう。
- （6） 「本件施設」とは、本契約及び設計図書に基づき事業者が設計、建設、維持管理及び運営を行う施設（建物、設備、外構、庭園施設、工作物及び展示設備）の総称をいう。
- （7） 「整備業務等」とは、次の業務をいう。
 - ア 本件施設の設計及び建設（既存施設の除却を含む。）
 - イ 備品、消耗品、図書等の整備業務
 - ウ 工事監理、各種許認可申請等業務
- （8） 「本件引渡日」とは、本件施設を県へ引き渡し、本件施設の所有権を県に移転する日であり、平成22年2月28日（ただし、県の承諾により建設期間が変更され、本件施設の県への引渡し及び所有権移転の日付が変更になった場合は、変更後の当該日付）をいう。
- （9） 「維持管理・運営期間」とは、開業日から平成42年3月31日までの期間をいう。
- （10） 「開業日」とは、平成22年3月1日（県の承諾により建設期間が変更され、本件施設の県の引渡し及び所有権移転の日付が変更になった場合は、変更後の当該日付の翌日）をいう。
- （11） 「維持管理・運営業務」とは、本件施設の性能等の現状をそのままの状態に保つために必要な清掃保守管理等の業務、性能等を向上させるために必要な修繕・更新等の業務、本件施設の機能を充分発揮し利用者に対してサービスを提供するための展示事業、体験学習事業等の企画、立案及び実施の業務その他関連業務の一切をいう。
- （12） 「建設期間」とは、工事開始日から本件引渡日までの期間をいう。
- （13） 「サービスの対価」とは、本契約に基づく事業者からのサービスの提供に対し、県が一体として支払う対価をいう。

- (14) 「センター条例」とは、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）の設置・管理条例をいう。
- (15) 「設計図書」とは、業務要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙3記載の図書その他の本件施設についての設計に関する図書（第15条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
- (16) 「竣工図書」とは、本件工事完成時に事業者が作成する別紙3に記載する図書をいう。
- (17) 「本件工事」とは、本件事業に関し設計図書に従った既存施設の除却工事、本件施設の建設工事その他の本件施設の整備業務をいう。
- (18) 「整備費等」とは、本契約に定める本件施設の整備業務等に係る費用及び事業者の開業に伴う費用（各種調査費用を含み、支払利息を除く。）をいう。別紙8に規定する「施設等整備の割賦代金」と同義である。
- (19) 「既存施設」とは、本件土地に残されている旧神奈川県農業総合研究所施設の建物・設備・外構（植栽及び旧市道24号線を含む。）の総称をいう。
- (20) 「修繕」とは、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (21) 「備品」とは、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐える動産（ただし、帳簿価格が2万円以下のもの及びガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものを除く。）をいう。
- (22) 「消耗品」とは、備品以外の動産をいう。
- (23) 「借用物品」とは、自らの所有に属しない動産で、使用のため保管しているものをいう。
- (24) 「工事開始日」とは、第11条により事業者が県に提出する全体スケジュール表において指定された本件工事を開始する日をいう。
- (25) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、流行性疾患、病虫害、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの又は通常の見込み可能な範囲内であっても回避可能性がないもので、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。
- (26) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則を指すものとする。
- (27) 「維持管理・運営仕様書」とは、本契約、業務要求水準書及び提案書に基づき、本契約締結後に事業者が作成し県に対して提出する、事業者が行う維持管理・運営業務の内容・水準を記載した公表資料をいう。
- (28) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。ただし、初年度は、開業日から平成22年3月31日までをいう。
- (29) 「利用料金」とは、利用者から本件施設の利用の対価として事業者が徴収するものであり、県が条例で上限額を定めた入園料金、会議室利用料金及び駐車場利用料金をいう。
- (30) 「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から本件引渡日までの期間をいう。
- (31) 「設備更新履歴・修繕履歴」とは、本件施設の更新、修繕等に関する時期、内容その他維持管理・運営業務を行う上で必要と認められる情報を記録した書類及びその他の記録物をいう。

第2章 総則

（目的）

第2条 本契約は、県及び事業者が協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（本件事業の概要）

第3条 事業者は、本件土地において、事業者の費用負担により、本契約で定めるところに従い本件施

設の整備業務等を行い、本件引渡日に所有権を県に移転するとともに、維持管理・運営期間中、本件土地において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者として、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）（以下「センター」という。）の維持管理・運営業務を行う。

（善管注意義務）

第4条 建設期間中及び維持管理・運営期間中の本件土地及び本件施設の管理は、事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。

（事業者の資金調達）

第5条 本件事業の実施に関する費用は、本契約で特段の定めがある場合を除きすべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

2 事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力するものとし、当該支援が適用される場合（当該支援の趣旨が事業遂行の安定性の向上等にある場合を除く。）には、これを県が事業者に対して支払うサービスの対価の軽減に充当するべく、関係者協議会において県と協議する。

（関係者協議会）

第6条 県及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的として、県及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。

（本件土地及び本件施設の使用）

第7条 県は、事業者が第6章に定める独立採算事業を行うために必要な範囲において本件土地及び本件施設の一部を無償で貸し付ける。

（許認可等）

第8条 本契約上の義務を履行するために必要な許認可は、事業者が自らの責任及び費用において取得・維持するものとし、必要な届出については事業者が自らの責任及び費用において行うものとする。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が行う届出については、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の許認可及び届出の手続を行うに当たり、県に書面による事前説明及び事後報告を行う。

3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者が行う許認可及び届出の手続に必要な資料の提供その他について協力する。

4 事業者は、県からの要請がある場合は、県が行う許認可及び届出の手続に必要な資料の提供その他について協力する。

（遵守事項）

第9条 事業者は、センターの維持管理・運営業務を行うに当たり、センター条例に従い、適切に事務を履行するものとする。

2 事業者は、本件事業の遂行に当たり、別紙2「本件事業に関する商行為等について」に記載の事項を遵守するものとする。

（センターに関わる著作権）

第10条 事業者が、本件事業を遂行するために必要なものとして創作した物（設計図書及び竣工図書その他本契約に関して県の要求に基づき作成される一切の書類を含む。以下「創作物等」という。）について、県は、利用の権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 創作物等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 事業者は、県が次の各号に掲げる行為を行う（県の第三者に委託して行う場合を含む。）ことができるようにしなければならない。

- (1) 創作物等を公表すること。
- (2) 創作物等を本件事業の遂行のために必要と思われる範囲で複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- (3) 創作物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 4 事業者は、自ら次の各号に掲げる行為をし、又は著作権者に次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 創作物等を本件事業の遂行以外の目的で公表すること。
 - (3) 創作物等を本件事業の遂行以外の目的で複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 創作物等を本件事業の遂行以外の目的で写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 5 事業者は、創作物等が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証する。
- 6 事業者は、創作物等が第三者の有する著作権を侵害していることを理由に、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、自らの責任及び費用において行う。

第3章 本件施設の設計

(全体スケジュール表)

第11条 事業者は、本件引渡日までの設計、建設及び許認可取得時期等を含む全体スケジュール表を本契約締結以後、速やかに県に提出する。

(本件施設の設計)

第12条 事業者は、提案書に記載された内容を満たすように、本件施設の設計を行い、当該設計に関する一切の責任(設計上の不備及び瑕疵並びに事業者による設計の変更から発生する増加費用を含む。)を負う。

2 事業者は、全体スケジュール表に基づき、本件施設の設計の全部又は一部を第三者に委託する場合には、設計に着手する21日前までに県に対してその旨の書面を提出し、県の書面による承諾を得るものとする。この場合において、事業者による書面の提出日から起算して14日以内に県から特段の通知がないときは、県が承諾したものとみなす。

3 事業者は、全体スケジュール表に基づき、設計完了時に別紙3記載の設計図書その他の図書を県に提出する。

4 県は、前項に基づき設計図書を事業者から受領したことを理由として、本件施設の設計及び本件工事の全部又は一部について責任を負うものではない。

5 第2項に基づく第三者への委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 第2項に基づき委託した第三者に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合、かかる遅延によって生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(土地の瑕疵担保責任)

第13条 県は、事業者に配布した本件土地に関する地盤データの正確性についてのみ保証する。

2 本件土地に瑕疵があり、提案書に基づく工事ができないときは、事業者は、県と協議の上、本件施設の配置の変更等により、自らの責任及び費用で対応するものとする。ただし、本件土地に地中障害物が存在するなど事業者の責めに帰すべからざる事由により本件施設の整備費等に増加費用が生じた場合は、当該増加費用は県の負担とする。

(設計に伴う各種調査)

第14条 本件事業に関し県が公表した資料(参考資料は除く。)に誤りがあり、特別な対応が必要な事態が生じた場合には、関係者協議会において協議し対応方法を決定する。この場合において、当該誤

りに起因する増加費用があるときは、県は、当該増加費用を負担するものとする。

- 2 事業者は、設計業務に当たって必要な測量及び調査を自己の責任及び費用により行うものとし、当該測量及び調査を行う場合には、あらかじめ県に通知するものとする。
- 3 前項の測量及び調査の結果について、県の測量及び調査の結果と齟齬がある場合には、事業者は自ら実施した調査の結果に従い設計を行うものとする。この場合において、当該測量及び調査の不備、誤り等については、事業者が一切の責任を負い、これに起因する増加費用についても自ら負担するものとする。

(設計図書の変更)

- 第15条 県は、本件工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して書面により、本件施設の設計図書の変更を求めることができる。この場合において、事業者は、当該書面の受領日から起算して14日以内に、県に対して当該変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。
- 2 県は、自らの要求に基づく本件施設の設計図書の変更により、事業者に増加費用が生じたときは、合理的な範囲内で当該増加費用を負担する。
 - 3 県は、本件施設の整備費等を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、整備費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書の変更を求めることができる。
 - 4 前項の設計図書の変更の内容は、関係者協議会において協議の上、これを定める。この場合において、協議が整わないときは、県が合理的な変更内容を定め、事業者に通知することとし、支払条件等については、関係者協議会において協議するものとする。
 - 5 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
 - 6 事業者が県の承諾を得て、設計図書の変更を行う場合、当該変更により増加費用が生じたときは、事業者がその増加費用を負担するものとする。
 - 7 県は、設計図書の変更により整備費等が減少したときは、第55条のサービスの対価について整備費等の減少額相当分を減じるものとする。
 - 8 県は、設計図書の変更により維持管理・運営に係る費用が減少したときは、関係者協議会において協議の上、第55条のサービスの対価について当該費用の減少額相当分を減じるものとする。

第4章 本件施設の整備

(除却業務の実施)

- 第16条 事業者は、提案書に基づき、全体スケジュール表の日程に従い、既存施設について、修繕等により建設期間及び維持管理・運営期間中の品質、安全を確保することが可能であると判断した施設については修繕による再利用を検討するものとし、再利用が困難であると判断した施設についてはすべて除却するものとする。
- 2 事業者は、除却業務終了後速やかに県に通知するものとする。
 - 3 事業者は、再利用する既存施設について、必要に応じて修繕を行い、当該既存施設が維持管理運営期間を通して使用できるようにするものとする。
 - 4 事業者は、本件引渡日以後、前項の既存施設に瑕疵があった場合及び当該瑕疵により事故が発生し、又は増加費用が生じた場合の一切の責任を負い、増加費用についても自ら負担するものとする。

(本件施設の整備)

- 第17条 事業者は、全体スケジュール表の日程に従い本件施設を建設期間内に完成の上、本件施設を県に引き渡し、その所有権を県へ移転するものとする。
- 2 本件施設の整備の方法その他の整備のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。

(備品等の整備)

第18条 事業者は、本件施設において使用する備品、消耗品、図書等(以下「備品等」という。)を自らの責任及び費用において調達するものとし、備品等のうち、県が指定するもの(以下「指定備品等」という。)の所有権を県へ移転するものとする。この場合において、県が指定する備品及び消耗品の購入にあつては、あらかじめ購入リスト案を作成して県の承諾を得るものとし、図書等の購入にあつては、毎年度すべての図書等について購入リスト案を作成して、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

2 事業者は、備品等を購入により調達した場合は購入リストを、リース方式により調達した場合は借用物品台帳を作成するとともに、県から要求があつた場合には、リース方式に関する契約書を提示しなければならない。

3 事業者は、備品等をリース方式により調達する場合には、平成42年3月31日を超える日をリース期間の終了日に設定してはならない。

(樹木、図書等の搬入等)

第19条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に基づき、県が指定する樹木及び図書等を、自らの責任及び費用において本件土地へ搬入しなければならない。この場合において、事業者は、樹木及び図書等の搬入の日程や方法等について関係機関と協議・決定し、円滑に搬入ができるよう準備を整えるものとする。

(施工計画書等)

第20条 事業者は、本件工事に関する施工計画書を全体スケジュール表に記載された日程に従って県に提出する。

2 事業者は、全体スケジュール表に記載された日程に従って詳細な工事工程表(月間工程表及び週間工程表)を作成し県に提出するものとし、当該工事工程表に変更が生じた場合は、速やかに県に通知し、承諾を得るものとする。

3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、県の要求があつた際には速やかに開示する。

(近隣説明と平塚市との調整)

第21条 県は、自らの責任及び費用において本件施設の整備に関する近隣住民等への説明(第25条に規定する近隣対策は除く。)及び平塚市との調整(第8条に規定する事業者が取得・維持すべき許認可等は除く。)を実施するものとし、事業者はこれに協力する。

2 県は、自らが実施する本件施設の整備に関する近隣住民等への説明及び平塚市との調整に起因して本件引渡日の変更されるおそれのある場合は、関係者協議会において事業者と対策を協議する。この場合において、県は、本件引渡日の変更に起因する増加費用があるときは、当該増加費用を合理的な範囲内で負担する。

(建設期間中の第三者への委託)

第22条 事業者は、本件工事の施工の全部又は一部を第三者(以下この条において「請負人」という。)に請け負わせる場合(請負人がさらに本件工事の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合を含む。)には、本件工事に着手する21日前までに、県に対してその旨を記載した書面を提出し、県の書面による承諾を得るものとする。この場合において、事業者による書面の提出日から起算して14日以内に県から特段の通知がないときは、県が承諾したものとみなす。

2 県は、必要と認められた場合には随時、事業者から、施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

3 請負人及び請負人から本件工事の施工の一部を請け負った第三者(以下この条において「請負人等」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、請負人等の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合、かかる遅延によって生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(事業者による工事監理者の設置)

第23条 事業者は、自己の責任及び費用において工事監理者を設置し、工事開始日までに県に対して書面により通知する。

2 事業者は、工事監理者に、毎月1回、本件工事についての県への報告を行わせるものとする。

3 県は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する報告を行わせるよう求めることができる。

4 事業者は、工事監理者に、県への完成検査報告を行わせる。

(本件工事における管理)

第24条 事業者は、自らの責任及び費用において工事現場における安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により増加費用が生じた場合は、県の責に帰すべき事由又は不可抗力に起因する増加費用として県が負担するときを除き、当該増加費用は事業者が負担する。

(本件施設の建設に伴う近隣対策)

第25条 事業者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。この場合において、事前及び事後に当該近隣対策の内容及び結果を県に報告するものとする。

(工事に用電力等)

第26条 事業者は、建設期間中に必要な工事に用電力及び工事に用水を、自己の責任と費用において調達するものとする。

(県による説明要求及び建設現場立会い)

第27条 県は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は県の要請があった場合には報告を行わなければならない。

2 県は、本件工事開始前及び工事中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。この場合において、事業者は、県からの質問の受領日から起算して14日以内に、県に対して回答を行わなければならないものとし、県は、当該回答の内容が合理的でないと判断したときは、関係者協議会において協議を行うことができるものとする。

3 県は、建設期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。

4 立ち会いの結果、建設状況が設計図書及び提案書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

5 県の事業者に対する説明の要求又は県の本件工事への立会いを理由として、県は、本件施設の設計及び本件工事の全部又は一部について責任を負うものではない。

(工事の中止)

第28条 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して書面により通知して本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

2 県は、前項に基づき本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、建設期間若しくは整備費等を変更し、又は本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、合理的な範囲内で次の増加費用及び損害を負担する。

(1) 事業者が本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用

(2) その他の本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して必要となった増加費用又は事業者が

被った損害

(本件工事中に第三者に生じた損害)

第29条 事業者は、本件工事の施工について事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。また、事業者は、帰責事由の有無を問わず、本件工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気等の発生により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を負担しなければならない。

2 前項の場合を除き、本件工事の施工に関し不可抗力により第三者に生じた損害は、別紙4のとおり負担とする。この場合、必要に応じて県及び事業者は、関係者協議会において、当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(不可抗力及び法令変更により生じた損害等)

第30条 不可抗力により、本件施設の整備業務等に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり負担とし、県及び事業者は、必要に応じ、関係者協議会において当該増加費用及び損害並びに負担方法等について協議して決定することができるものとする。ただし、上記増加費用及び損害のうち引渡しの遅延に係るものについては、第38条第3項の規定に従う。

2 法令の変更により、本件施設の整備業務等に生じた合理的な増加費用は、別紙5のとおり負担とし、県及び事業者は、必要に応じ、関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。ただし、上記増加費用のうち引渡しの遅延に係るものについては、第38条第4項の規定に従う。

(事業者による本件施設の完成検査)

第31条 事業者は、自らの責任及び費用において本件施設の完成検査を行う。

2 事業者は、県に対して、事業者が前項の完成検査を行う7日前までに、当該完成検査を行う旨を通知するものとする。

3 事業者は、第1項の完成検査において、本件施設の性能が充足されているか否かについて、関係者協議会における協議で定める方法により検査する。

4 県は、当該完成検査に立ち会うことができるものとする。完成検査への立会いを理由として、県は、本件施設の設計及び本件工事の全部又は一部について責任を負うものではない。

(許認可取得等及びこれに伴う検査等の完了)

第32条 事業者は、第34条に定める県による完工確認に先立ち、センターの運営に必要な一切の許認可の取得等及びこれに伴う検査並びに備品等の調達を完了しなければならない。

(事業者による完成届)

第33条 事業者は、前2条による検査等が完了した場合、県に対して完成届を提出する。

2 前項の完成届には、第31条に基づく事業者による完成検査の結果報告書、前条に定めるセンターの運営に必要な許認可の許認可書、検査済証等及び備品等の調達リスト(購入リスト及び借用物品台帳をいう。第48条第3項において同じ。)を添付しなければならない。

(県による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付)

第34条 事業者から前条に基づいて完成届が提出されたときは、県は、完工確認として、本件施設が本契約、業務要求水準書、提案書に規定された性能及び仕様を充足すること及び備品等の調達が完了していることを工事記録及び現地調査により確認する。

2 県は、完工確認の結果、不備が発見された場合、事業者に対して改善勧告を行う。

3 完工確認の方法その他の詳細については、関係者協議会における協議で定める。

4 県は、第1項による確認の後、事業者に対して完工確認通知書を交付する。

5 県による完工確認通知書の交付を理由として、県は本件施設の設計及び本件工事の全部又は一部について責任を負うものではない。

(事業者による本件施設及び備品等の引渡し並びに県への所有権の移転等)

- 第35条 事業者は、完工確認通知書を受領した後、別紙6の様式による目的物引渡書を県に提出し、本件引渡日において本件施設の引渡しを行い、本件施設の所有権を県に移転する。
- 2 本件施設の所有権に関する表示登記及び保存登記は県が行うものとし、事業者は、県が登記を行うに当たり必要な書類の提供等の協力を行うものとする。
 - 3 事業者は、第1項の目的物引渡書の提出と同時に指定備品等の引渡リストを県に提出し、本件引渡日において指定備品等の引渡しを行い、指定備品等の所有権を県に移転する。
 - 4 県は、事業者に対し、前項の指定備品等を、普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）の規定により無償で貸し付けるものとする。
 - 5 事業者は、第3項の指定備品等の使用に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、本契約が終了した後は速やかに県に返還するものとする。
 - 6 前3項の規定は、維持管理・運営期間中に指定備品等を事業者が購入した場合に準用する。
（本件施設及び備品等の瑕疵担保）
- 第36条 県は、前条の引渡しを受けた本件施設及び指定備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条に基づき本件施設の引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。ただし、設備及び指定備品等の瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じたときを除き、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
 - 3 県は、本件施設及び指定備品等の引渡しを受ける際に、本件施設及び指定備品等に瑕疵があることを知った場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちに、事業者に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。
（施設等整備の割賦代金等の支払）
- 第37条 県は、本件施設及び備品等の引渡しを受けた場合、施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当分を、第55条の規定により、開業日からのサービスの対価として維持管理・運営業務に係る費用と一体のものとして事業者を支払う。
（工期延長等による引渡しの遅延）
- 第38条 県の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及び指定備品等の引渡しができない場合、県は、開業日からのサービスの対価を支払う。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及び指定備品等の引渡しができない場合、県は、開業日から本件施設及び指定備品等の引渡しまでの期間に相当するサービスの対価を差し引いて、当該支払対象期間のサービスの対価（以下この項において「減額後の対価」という。）を事業者に対して支払う。この場合において、事業者は、引渡しまでの延滞日数に応じ、本件整備費等相当額につき年3.4%の割合で計算した遅延損害金を県に支払うものとし、減額後の対価の支払は、当該遅延損害金と相殺し、当該遅延損害金が減額後の対価より大きい場合は、事業者は、相殺後の金額を県に対して、サービスの対価の支払日に支払うものとする。
 - 3 不可抗力により工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及び指定備品等の引渡しができない場合、その遅延により生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり負担とする。この場合、県及び事業者は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用及び損害の負担方法等について協議することができるものとする。
 - 4 法令の変更により、工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及び指定備品等の引渡しができない場合、その遅延により事業者が生じた合理的な増加費用は、別紙5のとおり負担とする。この場合、県及び事業者は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議するこ

とができるものとする。

第5章 センターの維持管理・運営

(維持管理・運営仕様書及び事業計画書)

第39条 事業者は、本契約、業務要求水準書及び提案書に基づき維持管理・運営仕様書を作成し、本件引渡日の180日前までに県に提出し、確認を受けるものとする。この場合において、維持管理・運営仕様書が本契約等に合致していない場合は、事業者は速やかに維持管理・運営仕様書を変更する。

2 事業者は、各事業年度の維持管理・運営業務についての事業計画書を作成し、当該年度が開始する30日前まで(平成21年度及び平成22年度については、平成21年11月末日まで)に県に提出し、承諾を得なければならない。ただし、提案書に基づくセンターの修繕・更新の計画については、当該修繕・更新を行う事業年度の前年度の7月末日までに県に提出し、承諾を得るものとする。

(運営体制の確保等)

第40条 事業者は、維持管理・運営業務の開始に先立ち、前条第1項の維持管理・運営仕様書に従ってセンターの維持管理・運営業務を実施する人員を確保し、当該業務の遂行に必要な研修を実施する等によりセンターの運営体制を確保する。

2 事業者は、業務要求水準書に定めのあるスタッフ(花き栽培展示事業の責任者、気づき体験(農業体験学習)事業のインタープリターのチーフ及びサブリーダー、農業・園芸相談事業の相談員)については、その名簿を県に提出しなければならない。名簿提出後のスタッフの異動についても同様とする。

3 県は、前項のスタッフがその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その理由を明記して、事業者に対し異動を請求することができ、事業者は誠実にこれに対応しなければならない。

(事業者による研修等)

第41条 事業者は、維持管理・運営業務の開始に先立ち、センターが正常に稼動することを確認するために、センターの運営に必要な研修を行う。

2 事業者は、研修において、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書で示された性能が備えられているかを確認する。

3 事業者は、第34条に定める県による完工確認後、開業日前に運営リハーサルを行うことができるものとし、県は、当該運営リハーサルに立ち会うことができるものとする。

(運営体制の確認書)

第42条 事業者は、前2条により運営体制の確保が完了した場合、運営に必要な人員に係る報告書及び研修実施結果報告書を県に提出する。

2 県は、前項の報告書が提出されたときは、センターが本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に規定された性能及び仕様を充足し、業務を実際に行う体制にあることを前項の報告書及び現地調査により確認する。

3 県は、前項の確認の結果、不備が発見された場合、事業者に対して改善勧告を行う。

4 第2項の確認の方法その他の詳細については、関係者協議会における協議で定める。

5 県は、第2項による確認の後、事業者に対して運営体制確認書を交付する。

6 事業者は、県の運営体制確認書を受領しなければ、センターの運営を開始することはできない。

(センターの運営に伴う近隣対策)

第43条 事業者は、自己の責任及び費用において、維持管理・運営業務を行うに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。この場合において、事前及び事後に当該近隣対策の内容及び結果を県に報告するものとする。

(維持管理・運営期間中の第三者の使用)

第44条 事業者は、維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者(以下この条において「受託者」という。)に委託する場合(受託者がさらに維持管理・運営業務の一部をその他の第三者に委託する場

合を含む。)には、委託発注の21日前までに、県に対してその旨を記載した書面を提出し、県の書面による承諾を得るものとする。この場合において、事業者による書面の提出日から起算して14日以内に県から特段の通知がないときは、県が承諾したものとみなす。

- 2 前項に規定する委託発注の21日前までに予測し得なかった事態に対処するため、緊急の必要が生じた場合には、事業者は、前項の規定に関わらず、県の承諾を得ずに維持管理・運営業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、その委託の範囲、方法等は、緊急の事態に対応するために必要な限度でなければならないものとし、事業者は委託発注後速やかに県に対して書面により報告を行うものとする。
- 3 県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。
- 4 受託者及び受託者から維持管理・運営業務の一部を委託をされた第三者(以下この条において「受託者等」という。)の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、受託者等の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理・運営業務に支障が生じたことによって生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(運営体制確保の遅れによる運営開始の遅延)

第45条 県の責めに帰すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ、開業日にセンターの運営を開始できない場合、県は、第38条第1項に準じた処置を行う。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ、開業日にセンターの運営を開始できない場合、県及び事業者は第38条第2項に準じた処置を行う。
- 3 不可抗力により、運営体制確保の遅れが生じ、開業日にセンターの運営を開始できない場合、第38条第3項に準じた処置を行う。
- 4 法令の変更により、運営体制確保の遅れが生じ、開業日にセンターの運営を開始できない場合、第38条第4項に準じた処置を行う。

(センターの維持管理・運営)

第46条 事業者は、自らの責任及び費用において、維持管理・運営期間中、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書並びに事業計画書に基づき、維持管理・運営業務を行う。

- 2 県は、事業者が本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に定める条件に従い、適切な運営体制のもと、維持管理・運営業務に関し必要とされる水準のサービスを継続的に提供することに対して、第55条の規定に従いサービスの対価を事業者に対して支払う。

(環境等の著しい変化に対する対応)

第47条 本件事業を取り巻く環境等の著しい変化が認められた場合は、県の求めにより、県と事業者は関係者協議会において協議を行い、維持管理・運営業務に関して必要な対策(本契約の変更を含む。)を講じる。

- 2 前項の対策の実施により維持管理・運営に係る費用が増加したときは、合理的な範囲内で県が増加費用を負担し、維持管理・運営に係る費用が減少したときは、第55条のサービスの対価について費用の減少額相当分を減じるものとする。

(センターの修繕及び更新等)

第48条 事業者は、センターの修繕及び更新を長期修繕・更新計画に基づき自己の責任及び費用において実施する。ただし、県の責めに帰すべき事由によりセンターの修繕又は更新を行った場合、県はこれに要した一切の費用を負担する。

- 2 事業者は、センターの修繕又は更新を行った場合、県の立会による確認を受けるとともに、必要に応じて当該修繕又は更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を県に提出しなければならない。

3 事業者は、備品等の更新を行った場合は備品等の調達リストに記入し管理を行う。

(県による説明要求及び立会い)

第49条 県は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、センターの維持管理・運営業務について、随時その説明を求めることができるものとし、また、センターにおいて維持管理・運営状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する維持管理・運営状況その他についての説明及び県による確認の実施について県に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、センターの維持管理・運営状況が、本契約、業務要求水準書、提案書、維持管理・運営仕様書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は事業者に対して期限を定めて是正の勧告を行うものとする。この場合において、事業者は県に対して次条に規定する業務報告書において当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。

(業務週報等の提出)

第50条 事業者は、維持管理・運営業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、それを基に業務週報を毎週火曜日(当日が祝日の場合は、その直後の開庁日)に県に提出しなければならない。

2 前項の業務日報及び業務週報に記載されるべき具体的な項目及び内容は、維持管理・運営仕様書をもとに、関係者協議会における協議を経て決定する。

3 事業者は、維持管理・運営期間中は、毎月、維持管理・運営業務に係る業務月報を作成し、翌月の5日までに県に提出するものとする。

4 事業者は、毎年度(平成21年度を除く。)各四半期終了後5日以内に、当該四半期にかかる維持管理・運営業務に関する業務四季報を作成し、県に対して提出する。

(モニタリングの実施)

第51条 県は、事業者が提供するサービスの質及び内容を確保するため、次のとおりモニタリングを行い、翌月10日までに当該月の業務状況について事業者に通知する。

(1) 日常モニタリング

日常モニタリングの項目及び方法は、本契約締結後に事業者が作成する維持管理・運営仕様書を基に県で策定する。

(2) 定期モニタリング

県は、月に1回、前条第3項に基づき提出された業務月報を確認するほか、必要に応じてセンターを事業者とともに巡回し、確認する。

(3) 随時モニタリング

県は必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。

2 事業者は、何らかの事由で本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された維持管理・運営業務に係るサービスの質又は内容を達成できない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに県に提出しなければならない。

(利用の制限等)

第52条 事業者は、センターの管理上必要な利用の制限を行う場合の具体的な基準その他神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号。以下「行政手続条例」という。)第5条に規定する審査基準、第6条に規定する標準処理期間及び第12条に規定する処分基準に該当する基準を定める(変更する場合を含む。)ときは、あらかじめ県の承諾を得るものとする。

2 事業者は、行政手続条例第3章第2節及び第3節に規定する聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年神奈川県規則第156条)の規定に準じて行うものとする。

3 事業者は、行政手続条例第38条に規定する写しの交付については、同条の規定に準じて行うものとする。

4 事業者は、センターの利用者等に関する指導については、行政手続条例第4章の規定に準じて行うものとする。

(利用料金の徴収及び設定)

第53条 事業者は、別紙7「事業者の利用料金等の収入について」に従い、センターの利用料金を徴収し、その収入を全額自らの収入として収受する。

2 事業者は、センター条例の上限額の範囲内でセンターの利用料金を自ら設定し、改定することができるが、設定及び改定に当たっては、あらかじめ県の承認を得なければならない。

3 事業者は、前項の利用料金の減免を行うことができるが、減免を行う場合の基準を作成し、当該基準について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

4 事業者は、センターの利用料金について、センター条例の上限額の範囲を超える料金改定を行う合理的な必要性があると判断した場合は、県と協議を行うことができる。

(その他の収入)

第54条 事業者は、別紙7「事業者の利用料金等の収入について」に規定するその他の収入について、別紙7で定める方法により収受することができる。

2 事業者は、県が指定するその他の収入を収受するときは、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

(サービスの対価の支払)

第55条 県は、事業者の本件事業の実施に関し、第50条に基づき事業者から提出を受けた業務週報等により当該業務の状況を確認の上、毎年度各四半期に1回(平成21年度は、当該事業年度終了後)、サービスの対価として別紙8に規定する金額を、別紙8に記載された支払方法により支払うものとする。

2 事業者は、サービスの対価の請求書を、支払期日の14日前までに県に提出するものとし、当該請求書の提出が遅延した場合には、県は、当該請求書を受理した日から30日以内にサービスの対価を支払うものとする。

(利用料金収入の減収等の補てん)

第56条 天候の影響など事業者の責めに帰さないことが明らかな事由により、当該年度の収入が事業者の提案した収入見込額を下回り、かつ、県が設定した分岐線を下回った場合、県は別紙9に基づいて利用料金収入の減収等を補てんするものとする。ただし、補てんすべき額が20万円に満たないときは、補てんすべき額がなかったものとみなす。

(サービスの対価の減額)

第57条 第51条に定めるモニタリングの結果、維持管理・運営業務について、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県が求める水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、県は別紙10に記載する手続に基づいてサービスの対価を減額するものとする。

(サービスの対価の返還)

第58条 第50条に定める業務週報等に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が減額し得たサービスの対価に相当する額を県に返還しなければならない。

(事業者が持つ権利の第三者への処分)

第59条 事業者は、サービスの対価の支払請求権その他本契約に基づき県に対して有することとなる一切の権利について、特定の金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行う場合は、あらかじめその具体的内容を書面により県に提出した上で、承諾を

得なければならない。この場合において、県は合理的な理由なく、当該承諾を留保又は遅延しないものとする。

2 県が前項の承諾を与える場合には、次の条件を付することとする。

(1) 県は、本契約に基づきサービスの対価の減額及び支払停止ができること。

(2) 県が事業者に対して本契約に基づく金銭支払請求権(違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。)を取得した場合には、当該請求権相当額をサービスの対価から控除できること。

3 第1項の規定は、事業者が、事業者の有する預金債権及び保険金請求権に対して、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行う場合にも準用する。

(維持管理・運営期間中に第三者に及ぼした損害)

第60条 事業者は、維持管理・運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。また、事業者は、帰責事由の有無を問わず、維持管理・運営業務の履行に伴い、通常避けることのできない騒音、振動、臭気等の発生により第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を負担しなければならない。

2 前項の場合を除き、維持管理・運営業務に関し不可抗力により第三者に生じた損害は、別紙4のとおり負担とする。この場合、必要に応じて県及び事業者は、関係者協議会において当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(不可抗力及び法令変更により生じた損害等)

第61条 不可抗力(第56条の場合を除く。)により、維持管理・運営業務に生じた合理的な増加費用及び損害は、別紙4のとおり負担とし、県及び事業者は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

2 法令の変更により、維持管理・運営業務に生じた合理的な増加費用は、別紙5のとおり負担とし、県及び事業者は、必要に応じて関係者協議会において当該増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(事業者の保険加入義務)

第62条 事業者は、維持管理・運営期間中、次の保険に加入しなければならない。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 生産物賠償責任保険

(3) 施設入場者傷害保険

(4) 受託者賠償責任保険

第6章 独立採算事業

(総則)

第63条 事業者は、センターの維持管理・運営業務の一環として、自らの責任及び費用において、独立採算で、レストラン事業(休憩所等での飲料等の提供を含む。)及び売店事業(以下、両事業を併せて「独立採算事業」という。)を行うものとする。この場合において、事業者は、独立採算事業に必要な備品(工事の必要な備品を除く。)及び消耗品を自らの責任及び費用で用意するものとする。

2 事業者は、維持管理・運営期間中、独立採算事業を中止し、又は放棄してはならない。

3 事業者は、独立採算事業の業務遂行のために、第三者と契約を締結する必要がある場合(当該業務に使用する部分の清掃業務及び環境衛生業務の第三者への委託を含む。)には、事業者の名義でこれを締結するものとし、県が契約当事者であるかのような誤解、誤認を生じさせる一切の行為をしてはならない。

4 事業者が第三者と契約を締結した場合(第三者の変更又は追加を行った場合を含む。)事業者は県に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。

5 第3項に基づく第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに

帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 第3項に基づき契約を締結した第三者に関する何らかの紛争等に起因して維持管理・運営業務に支障が生じた場合における増加費用及び損害については、すべて事業者が負担するものとする。

(自己責任)

第64条 事業者は、独立採算事業の運営に関する一切の責任を負うものとする。

2 独立採算事業の運営の過程で第三者に損害を及ぼしたときは、事業者はその損害の一切を賠償しなければならず、県に対して、名目の如何を問わずいかなる金銭支払請求権も有しない。

3 不可抗力により独立採算事業の運営に関連して事故等が発生した場合においては、事業者が、当該事故等により発生した損害及び費用等を負担する。

(独立採算事業部分の業務不適正の場合の措置)

第65条 県が、第51条のモニタリングにより、独立採算事業の運営について、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県が求める水準を満たさない(以下この条において「業務不適正」という。)と判断した場合の手続は、次のとおりとし、当該手続の期間中、事業者は県が指定する事業範囲内において事業を継続するものとする。ただし、県は事業範囲を指定することによる業務遂行の責任は一切負わない。

(1) 維持管理・運営期間中において業務不適正が起きた場合、県は事業者に改善措置を採ることを通告し、改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書(以下この条において「独立採算事業部分改善計画書」という。)の提出を求めることができる。

(2) 独立採算事業部分改善計画書の内容については、最長6箇月間にわたる関係者協議会の協議を経て県の承諾を得ることを要する。ただし、独立採算事業部分改善計画書に対する県の承諾により、県は改善結果について何ら責任を負うものではない。

(3) 県は随時モニタリングにより、独立採算事業部分改善計画書に従った改善が認められるか判断する。

(4) 随時モニタリングの結果、独立採算事業部分改善計画書に従った改善が認められないと判断した場合、県は、再び前3号の手続を行い、当該手続が行われたにもかかわらず、改善が認められない場合、更に最長3箇月間にわたり業務改善方法等を関係者協議会で協議の上、事業者自らが独立採算事業部分を運営している場合には、事業者以外の適切な第三者に独立採算事業部分の運営を委託すべき旨の勧告を、事業者と契約した第三者が独立採算事業部分を運営している場合には、当該第三者を変更すべき旨の勧告を事業者に対してなすことができる。

(5) 前号の勧告を行ったにもかかわらず事業者がこれに従わない場合、県は最長3箇月間にわたり関係者協議会において、本件事業を継続するか否かを検討し、県が本件事業を継続しないと判断したときは、事業者にその旨を通知することにより本契約は終了するものとする。

(6) 県が前号に基づいて本契約を終了させる場合、終了時点における本件整備費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の90を支払うものとし、当該支払については、県の選択により、事業者の指定する口座に一括又は当初に定めた支払スケジュールに従い支払うものとする。

(7) 前号の規定は、損害賠償を予定したものではなく、県が別途事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第66条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、平成42年3月31日をもって終了する。

(事業者の債務不履行による契約終了)

第67条 次に掲げる場合は、県は、事業者に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本件事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者(事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、不法行為を行ったとき。
- (4) 事業者が、全体スケジュール表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事に着手せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対し県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (5) 設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき又は設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
- (6) センターの維持管理・運営体制が本件引渡日から30日経過しても整わないとき。
- (7) 事業者が、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に従った維持管理・運営業務を行わず、第74条に基づき、事業者に対して改善措置をとることの勧告を行ったにもかかわらず、業務の改善が認められないとき。
- (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について本契約の履行が不能となり、第74条に基づき、事業者に対して改善措置をとることの勧告を行ったにもかかわらず、業務の改善が認められないとき。
- (9) 前8号に掲げる場合のほか、事業者が、本契約の目的を達することができないと認められるような重大な違反を行い、県による相当期間を定めた催告後も是正がなされないとき。

2 前項の規定により、県が本契約を解除したときは、事業者は指定管理者の地位を失うものとする。この場合において、県は、本契約の解除と別に、センター条例及び行政手続条例の定めにより、指定管理者の指定の取消手続を採るものとする。

(引渡日前の解除)

第68条 前条により本契約が本件引渡日前に解除された場合、事業者は、県に対して、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の10%に相当する金額を違約金として支払うものとする。

2 県は、本件施設の出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買受けるものとし、当該出来形部分の買受代金と前項の違約金を相殺することにより決済することができる。

3 前項により支払の必要が生じた場合、県は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の一括支払

(2) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

4 第1項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県が別途事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(引渡日以後の解除)

第69条 第67条により本件引渡日以降に本契約が解除された場合、県は、事業者に対して、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の100分の90に相当する金額を支払うものとする。

2 前項により支払の必要が生じた場合、県は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の100分の90に相当する金額の一括支払

(2) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の100分の90に相当する額の解除前の支払スケジュールに従った支払

3 第1項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、県が別途事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(県の債務不履行による契約終了)

第70条 県が、本契約に基づいて事業者に対して履行すべき支払を遅延し、かつ、県が事業者から書面による催告を受けた後60日を経ても当該支払を行わない場合、事業者は書面により本契約を終了する旨の通知を県に行い、本契約を終了させることができる。この場合において、事業者は本契約の終了により指定管理者の地位を失うものとし、県は、センター条例の定めにより、指定管理者の指定を取り消すものとする。

2 前項の場合、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.4%の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。

3 第1項に基づき本契約が終了した場合においても、県は、本件施設の出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買受け、本件施設の所有権を取得した上で、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額を支払うものとする。

4 前項により支払の必要が生じた場合、県は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の一括支払

(2) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

5 第2項の規定は、損害賠償額を予定したものではなく、事業者が県に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(法令変更による契約の終了)

第71条 第79条の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者へ通知の上、本契約を解除することができる。この場合において、本件施設が県に引き渡されているときは、その所有権は県が保持するものとし、本件施設が県に引き渡されていないときは、県は出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買取るものとする。

2 前項により本契約が解除された場合、県は、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額を支払うものとする。ただし、本件施設が未完成であるときは、県の評価に係る、検査に合格した出来形部分に相応する整備費相当額等に限るものとする。

3 前項により支払の必要が生じた場合、県は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。

(1) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の一括支払

(2) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

4 第1項の規定により、県が本契約を解除したときの事業者の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。

(不可抗力による契約終了)

第72条 第82条の協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者へ通知の上で、本契約を解除することができる。この場合、本件施設が県に引き渡されているときは、その所有権は県が保持するものとし、本件施設が県に引き渡されていないときは、県は出来形部分を検査の上、その検査に合格した部分を買取るものとする。

2 前項により本契約が解除された場合、県は、サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額を支払うものとする。ただし、本件施設が未完成であるときは、県の評価に係る、検査に合格した出来形部分に相応する整備費相当額等に限るものとし、当該評価は、本件施設が不可抗力により被害を受けたときは被害後の状態に基づき決定するものとする。

- 3 前項により支払の必要が生じた場合、県は次に掲げる支払方法のいずれかを選択できる。
- (1) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額の一括支払
 - (2) サービスの対価のうち本件整備費等相当額の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の解除前の支払スケジュールに従った支払

4 第1項の規定により、県が本契約を解除したときの事業者の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。

(契約終了に際しての処置)

第73条 事業者は、本契約が終了した場合において、センター内に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(指定備品等を除く)があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができず、県の処置に要した費用を負担するものとする。

3 事業者は、本契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、センターが業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県が求める水準を維持していることを確認するとともに、直ちに、県に対し、センターの設備更新履歴及び修繕履歴を引き渡さなければならない。また、事業者は、県又は県の指定する者に対し、この他適切な引継ぎ措置を行うものとする。

4 事業者は、本契約の終了後も引き続き電話、電気、ガス、水道等を県が使用できるよう県に協力する。

5 事業者は、本契約が終了した場合において、終了事由のいかんに係わらず、指定備品等については、速やかに県に返還し、それ以外のものうち県が選定したものについては県に無償で譲渡するものとする。

(業務不履行に関する手続)

第74条 第51条に定めるモニタリングの結果、維持管理・運営業務について、本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県が求める水準を満たしていない事項が存在する(以下この条において「業務不履行」と総称する。)ことが判明した場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 県によるモニタリングの結果、維持管理・運営期間中において業務不履行が確認された場合、県は事業者に改善措置をとることを勧告し、改善方法及び改善期日を記した計画書又は説明書(以下「改善計画書」という。)の提出を求めることができる。

(2) 改善計画書の内容については関係者協議会の協議を経て県の承諾を得ることを要する。ただし、改善計画書に対する県の承諾により、県は改善結果について何ら責任を負うものではない。

(3) 前2号の手続を行った後のモニタリングの結果、前号の承諾を得た改善計画書に従った改善が認められないと判断した場合、県は、再度、前2号と同様の手続を行う。

(4) 前3号の手続が行われた後のモニタリングの結果、改善が認められない場合、県は、事業者に通知の上、県が指定する第三者に本件事業の全部又は一部を行わせ、その費用を事業者の負担とすることができ、又は事業者が本件事業の全部又は一部を第三者に委託している場合には、事業者に当該第三者の変更を求めることができる。

(5) 前号に基づき、第三者に本県事業の全部又は一部を行わせた場合(事業者が委託している第三者を変更したにもかかわらず、改善が認められない場合も含む。) 県は、最長6箇月間にわたり関係者協議会において本件事業を継続するか否かを検討し、県が本件事業を継続しないと判断したときは、県が事業者にその旨を通知することにより本契約は終了するものとし、本件事業を継続すると判断したときは、県は事業者に事業者の本契約上の地位を県が選定した第三者へ譲渡さ

せ、又は事業者の株主にその全株式を県が承諾する第三者へ譲渡させることができるものとする。

第8章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第75条 事業者は、県に対して、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。

2 事業者は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、事業者が県に対して有する債権又は金融機関に対して有する預金債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権及び譲渡担保の設定その他の処分をする場合には、事業者が県に対して有する債権については第59条第1項及び第2項、金融機関に対して有する預金債権及び保険金請求権については同条第3項の規定に従い事前に県の書面による承諾を得ることを県に対して誓約する。

(県による事実の表明・保証及び誓約)

第76条 県は事業者に対して、本契約締結日現在において次の事実を表明し保証する。

- (1) 本契約の履行に必要な債務負担行為が県議会において議決されていること。
- (2) 本契約は、県議会による議決により適法、有効かつ拘束力ある県の債務を構成し、本契約の規定に従い各事業年度内の予算の範囲内で県の債務を執行すること。

2 県は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、センターの運営に必要な県の取得すべき許認可を維持することを事業者に対して誓約する。

第9章 保証

(保証)

第77条 事業者は、設計・建設期間中、本件整備費等相当額に当該相当額の100分の5に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を本契約締結時に納付する。ただし、事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する神奈川県債券、国債券、政府保証のある債券、銀行が振り出し若しくは支払保証した小切手の提供又は金融機関(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)の保証を差し入れることができる。

2 事業者が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、県は、次のいずれかをもって事業者に当該免除を認めることができる。

- (1) 応募者がグループを結成している場合の代表者及び事業者の株主のうち県が適当と認める者が保証を差し入れること。
- (2) 事業者が本契約から発生する一切の債務について県が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保すること。

3 前項第1号の場合、事業者は、別紙11の様式に従い県が承認する内容の保証契約の差し入れを県に対して事前に確認し、本契約時に保証人をして当該保証契約を締結せしめるものとする。

- 4 第2項第2号の場合、設計・建設期間中において、本件整備費等相当額の100分の10に相当する額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険をもって、県が合理的に満足する内容の履行保証保険とする。
- 5 県が受領した第1項の契約保証金又は前項の保険金は、第68条第1項の違約金に充当するものとする。

第10章 法令変更

(通知の付与)

第78条 事業者は、本契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本件施設が設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合又はセンターが本契約、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書で提示された条件に従って維持管理若しくは運営できなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに県に対して通知しなければならない。

- 2 県及び事業者は、前項の通知以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議)

第79条 県が事業者から前条の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡日、維持管理・運営期間、本契約等の変更(以下総称して「本契約等の変更」という。)について協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から180日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続するものとする。

第11章 不可抗力

(通知の付与)

第80条 県及び事業者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、通知を発した日以降、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第81条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により本件施設への重大な損害が発生した場合、事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、あらかじめ設定されている対应手順に則り、早急に対応措置を採るものとする。

(協議)

第82条 県及び事業者は第80条の通知を受領した場合、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更について協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から180日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続するものとする。

第12章 その他

(公租公課の負担)

第83条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とす

る。

- 2 県は、事業者に対してサービスの対価及びこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほかは、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めがある場合を除き負担しないものとする。

（契約上の地位の譲渡）

第84条 事業者は、県の事前の承諾なしに、本契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

（第三者割り当て）

第85条 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に県の承諾を得るものとする。この場合において、事業者は、新株の割当てを受ける者に対して、県に、速やかに別紙12の様式及び内容の誓約書を提出させるものとする。

- 2 事業者は、契約期間の終了に至るまで、応募者のうち株主である者が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行うものとする。

（財務書類の提出）

第86条 事業者は、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日から3箇月以内に、会社法（平成17年法律第86号）における大会社の場合に準じた公認会計士の監査済財務書類（会社法第435条第2項に定める各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）及び当該事業年度に係る維持管理・運営業務に関する業務年報を県に提出し、かつ、関係者協議会において県に対して監査報告及び年間業務報告を行うものとする。なお、当該監査済財務書類及び業務年報は、地方自治法第244条の2第7項に定められる事業報告書を兼ねるものとする。

- 2 県は、前項の監査済財務書類及び業務年報を公開することができる。

（文書の管理・保管）

第87条 事業者は、本件事業の実施に伴い作成し、又は受領した文書等について、神奈川県行政文書管理規程（平成11年神奈川県訓令第1号）・同運用通知に基づいて作成する文書管理規程等により、適正に管理・保存することとし、本契約が終了した後に県の指示に従って引き渡すものとする。

- 2 前項の文書管理規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、事業者は、県と協議するものとする。

（秘密保持）

第88条 県及び事業者は、本件事業の実施に当たり、業務上知り得た内容を本契約が終了した後も含めて第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令等に基づき開示する場合及び事業者が本契約の履行のために委託する第三者等に開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の第三者等に開示する場合は、事業者は、前項の定めと同様の守秘義務を負わせるべく、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第89条 事業者（事業者の従業員も含む。）は、本件事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

- 2 事業者は、本件事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、県の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

- 3 事業者は、本件事業の実施に当たり個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 4 事業者は、県が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託しては

ならない。

- 5 事業者は、本件事業の実施に当たり収集、作成した個人情報を本件事業の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 6 事業者は、県が承諾した場合を除き、本件事業の実施に当たり、県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 事業者は、個人情報の取扱いの状況について県が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、県は、事業者の個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は、県の勧告に誠実に従うものとする。
- 9 事業者は、本件事業の実施に当たり、県から提供を受け、又は自ら収集、作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了した後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 事業者は、本件事業の実施に当たり知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止並びに本人からの開示請求及び苦情への適切な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 11 前項の個人情報の取扱規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、事業者は県と協議するものとする。
- 12 利用者本人からの開示請求に際して、個人情報の記載された資料等の写しの交付を行うに当たって、当該写し等の交付に要する費用の負担を利用者本人に求める場合にあっては、その旨を第10項の個人情報の取扱規程等に定めなければならない。

（情報公開）

第90条 事業者は、本件事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書であって、事業者が管理しているものの公開については、情報公開規程等を定め、当該情報公開規程等により行うものとする。

2 前項の情報公開規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、事業者は、県と協議するものとする。

（県民への周知）

第91条 事業者は、自らの名称と連絡先、県の所管課名をセンター内に表示し、又はパンフレット等に明記しなければならない。

第13章 雑則

（請求、通知等の様式その他）

第92条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、契約終了通知及び解約は、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

3 本契約上の期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

（準拠法）

第93条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第94条 本契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附 則

(出資者の誓約)

- 第1条 事業者の株主又は出資者(匿名組合出資をした者を含む。以下「出資者」という。)による、事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者に対する譲渡は、事前に書面により県の承諾を得た場合に限り、事業者の株式又は出資の全部又は一部を第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分をすることができるものとする。
- 2 前項の取扱いは、出資者間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。
- 3 県は前2項による承諾を行う場合は、合理的な理由なく、当該承諾を留保又は遅延しないものとする。
- 4 出資者は、本契約の締結に当たり、別紙12に定める様式による出資者誓約書を県に対して提出するものとする。

(融資団との協議)

- 第2条 県は、本件事業に関して事業者に融資する者(以下「融資団」という。)と協議するものとし、協議においては次の事項を定める。
- (1) 県が本契約に関し、事業者に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の融資団への事前通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者の株式を株主から譲渡させるに際しての事前協議に関する事項
- (3) 融資団が事業者への融資契約を解除又は事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県への事前協議及び通知に関する事項

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、県及び事業者の両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

なお、本契約の締結日は、平成19年2月神奈川県議会定例会における本契約議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

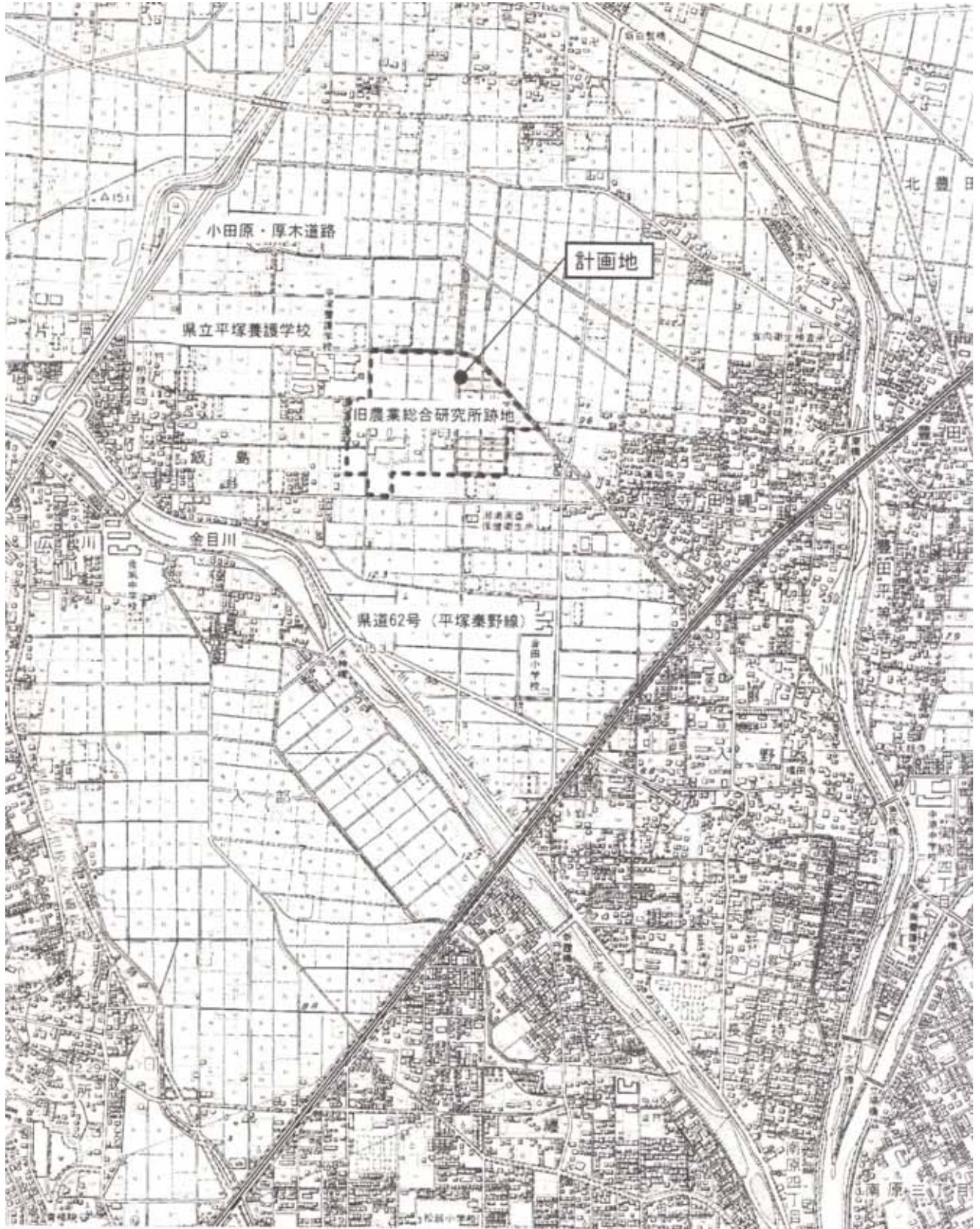
平成19年 月 日

県 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松沢 成文 印

事業者 印

別紙1 計画地位置図(第1条関係)

所在地：平塚市寺田縄496-1



別紙 2 本件事業に関する商行為等について（第 9 条関係）

業務要求水準書 添付資料 6 に同じ

別紙3 設計図書及び竣工図書（第1条、第10条、第12条、第15条、第27条関係）

1 設計図書（設計完了時）

設計図面等

建築物配置図、平面図、建物立面図、建物断面図、外構図、設備図、基礎伏図、構造図（構造計算書含む）、造成図（必要な縦横断図含む）、植栽図、排水系統図、仮設図、その他詳細図等。

工事内訳書、数量調書、仕様書、実施工程表等。

建築工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に従って細部まで作成すること。建築工事数量調書は建築数量積算基準解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に従って積算すること。

官公庁打合せ記録、地元説明記録等

その他必要な書類

2 竣工図書（工事完成時）

竣工図面等

建築物配置図、平面図、建物立面図、建物断面図、外構図、設備図、基礎伏図、構造図（構造計算書含む）、造成図（必要な縦横断図含む）、植栽図、排水系統図、仮設図、その他詳細図等

出来形工事内訳書、出来形管理書類、工事及び竣工写真、品質管理（試験データ、成績書等）使用材料調書、施工計画書、施工体制台帳、建設副産物関係書類（産業廃棄物管理票等）、官公庁申請書類等の写し。

官公庁打合せ記録、地元説明記録等

その他必要な書類

別紙4 不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担(第29条、第30条、第38条、第60条、第61条関係)

県及び事業者は、不可抗力(第56条の場合は除く。)により生じた合理的な増加費用及び損害につき、次の表に従い負担する。

	事業者が生じた合理的な増加費用及び損害	第三者に生じた損害
設計・建設期間中	<p>引渡しの遅延(運営体制確保の遅れを含む。以下同じ)以外の事由により生じた場合 本件整備費等相当額の100分の1までは事業者の負担とする。 上記の額を超える部分は県の負担とする。 (第30条第1項)(*1)</p> <p>引渡しの遅延により生じた場合 本件引渡日から3箇月以内に生じたものは事業者の負担とする。 それ以降にかかる遅延により生じた合理的な範囲のものは県の負担とする。 (第38条第3項)</p>	<p>本件整備費等相当額の100分の1までは事業者の負担とする。 上記の額を超える部分は県の負担とする。 (第29条第2項)(*1、*2)</p>
維持管理・運営期間中	<p>サービスの対価のうちの、ア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額及びイ保険で補てんされない施設の各事業年度の維持管理・運営費相当額の合計の100分の1までは事業者の負担とする。 上記の額を超える部分は県の負担とする。 (第61条第1項)</p>	<p>サービスの対価のうちの、ア施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息相当額及びイ保険で補てんされない施設の各事業年度の維持管理・運営費相当額の合計の100分の1までは事業者の負担とする。 上記の額を超える部分は県の負担とする。 (第60条第2項)(*3)</p>

- *1 数次にわたる不可抗力により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害額又は第三者に生じた損害額が累積した場合には、これらのうち本件整備費等相当額の100分の1から事業者が既に負担した額を差し引いた額までのものを事業者がそれぞれ負担するものとし、これを超える部分については県が負担するものとする。かかる計算は、事業者が生じた合理的な増加費用及び損害並びに第三者に生じた損害のそれぞれにつき行うものとする。
- *2 本件工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を負担しなければならない(第29条第1項)。
- *3 維持管理・運營業務の履行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を負担しなければならない(ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。)(第60条第1項)。

別紙5 法令変更による合理的な増加費用の負担（第30条、第38条、第61条関係）

法令の変更により生じた合理的な増加費用は、次の から のいずれかに該当する場合には県が負担するものとし、それ以外の法令変更については事業者が負担するものとする。

本件事業に直接関係する法令変更

消費税及び地方消費税に関する法令変更（ただし、施設等整備の割賦代金については、当該施設の引渡日までの法令変更に限る。）

法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、県が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税に関する法令変更により生じる増加費用及び損害は、すべて事業者が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

目的物引渡書

平成 年 月 日

神奈川県知事
松沢 成文 殿

事業者 住 所
名 称
代表者

事業者は、次の施設を、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業契約第 3 5 条の規定に基づき、次の引渡し年月日付けで引き渡します。

	工 事 名	
	工 事 場 所	
	施 設 名 称	
	引渡し年月日	
立 会 人	神奈川県	
	事 業 者	

[事業者名称] 殿

上記引渡し年月日付けで、上記の施設の引渡しを受けました。

神奈川県知事 松沢 成文

別紙7 事業者の利用料金等の収入について（第53条関係）

入札説明書 付属資料3に同じ

別紙 8 県が事業者に支払うサービスの対価について（第 5 5 条関係）

入札説明書 付属資料 1 に同じ

別紙9 サービスの対価から利用料金等収入を差し引いて支払う県の支払額について（第56条関係）

入札説明書 付属資料2に同じ

別紙 10 維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について（第57条関係）

入札説明書 付属資料4に同じ

保 証 書

（保証）

第 1 条 []（以下「保証人」という。）は、神奈川県（以下「県」という。）と[]（以下「事業者」という。）が平成 年 月 日付けで締結した神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業契約書（以下「原契約」という。）に基づいて事業者が県に対して負う以下の債務（以下「主債務」という。）について、原契約第 7 7 条第 3 項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、原契約における定義に従うものとする。

- （ 1 ） 原契約第 3 4 条及び第 3 5 条に基づいて事業者が県に対して行う本件施設の完工・引渡義務
- （ 2 ） 原契約第 3 8 条第 2 項に基づいて、事業者の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、本件引渡日に本件施設及備品等の引渡しができない場合に、事業者が県に対して負担する本件施設及び備品等の引渡しまでの延滞日数に応じ、本件整備費等相当額につき年 3.4%の割合で計算した遅延損害金支払義務
- （ 3 ） 原契約第 4 0 条に基づくセンターの運営体制確保義務
- （ 4 ） 原契約第 4 5 条第 2 項に基づいて、事業者の責めに期すべき事由により、運営体制確保の遅れが生じ開業日にセンターの運営を開始できない場合に、事業者が県に対して負担する運営までの延滞日数に応じ、本県整備費等相当額につき年 3.4%の割合で計算した遅延損害金支払義務
- （ 5 ） 原契約第 6 9 条に基づいて、本件施設の引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、原契約が終了した場合に、事業者が県に対して負担する本県整備費等相当額の 10%に相当する違約金支払義務
- （ 6 ） その他原契約に基づいて、事業者が県に対して負担する一切の債務

（通知）

第 2 条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容（主債務の内容を含む。）に変更が生じた場合には、県は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

（保証債務履行の請求）

第 3 条 県は保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から 3 0 日以内に第 1 条第 1 号及び第 3 号の債務についてはその債務の履行を開始し、同条第 2 号、第 4 号及び第 5 号の債務については同期間中にその債務の履行を終了するものとする。同条第 5 号の債務については、その債務の性質に従い、上記請求書を受領した日から 3 0 日以内にその債務の履行を開始し、あるいは同期間中にその履行を終了するものとする。

（代位等）

第 4 条 保証人は、県の承諾を得た場合を除き、事業契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

（保証契約の解除・終了）

第 5 条 保証人は本保証契約を解除することができない。原契約等に従い第三者に事業契約が承継されたときは、県は本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成 年 月 日

神奈川県知事

松沢 成文 殿

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

平成 年 月 日

神奈川県知事
松沢 成文 様

出 資 者 誓 約 書

神奈川県（以下「県」という。）及び []（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された花と緑のふれあい拠点センター（仮称）特定事業契約（以下「本契約」という。）に関して、出資者である [] [] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、貴県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は [] 株であり、うち、[] 株を [] が、[] 株を [] が、及び [] 株を [] が、それぞれ保有していること。
- 3 当社らは、貴県の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
- 4 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴県に対して書面により通知し、貴県の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書のうちかかる担保に関連する条項部分の写しをその締結後速やかに貴県に対して提出すること。
- 5 3 及び 4 に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、貴県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、貴県の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

以 上